

モデル様式についてのQ & A

1 モデル様式の位置付け等

(1) モデル様式の位置付けや取扱いはどのようなものか。

モデル様式は、介護サービス事業所における業務効率化の取組を進め、介護職員等の事務負担を軽減することで、人材の定着につなげるものですから、基準省令や解釈通知等で必要とされる必須項目を網羅したものになっています。

各事業所が使用している様式を否定するものではなく、必ずモデル様式を使用しなければならないわけではありません。

また、各事業所がモデル様式を使用する場合に、事業所が独自に項目を追加することも可能です。

(2) 実地指導の際に、記録が不十分だと指導されることがある。モデル様式を使用する場合は、どのようになるのか。

モデル様式は、基準省令や解釈通知等で必要とされる必須項目を網羅した様式ですから、県としては、各事業所がモデル様式を使用している場合には、記載項目については指導を行いませんが、記載（記録）内容については、それが不十分な場合には、指導を行うことがあります。

なお、モデル様式は、基本的なサービスに対応したものであり、個別の加算に対応したものではありません。

(3) モデル様式を使用することにより、サービスの質が低下することはないか。

モデル様式に記載された項目は、基準省令や解釈通知等で必要とされる必須項目であり、サービスの質を確保することにつながると考えています。

また、モデル様式は、介護職員等の事務負担を軽減するためのものであり、むしろそのことによって、サービスの質の確保・向上を図っていただきたいし、事業所は、モデル様式に独自の項目を追加することができるため、更にサービスの質を向上させることができると考えています。

(4) 事業所の中には、ICTの活用など、既にシステム化している所もある。モデル様式を使用した場合、業務の効率化につながらない事業所もあるのではないか。

モデル様式を使用するかどうかの判断は、各事業所が行うものであり、事業所は従来どおりの様式を使用することができるため、そのような心配はないと考えています。

2 各様式について

(5) 通所介護計画書には評価欄があるが、訪問介護計画書には評価欄がない。訪問介護計画は、評価を行う必要はないのか。

訪問介護計画についても、評価は必要です。各事業所において、モデル様式とは別に作成してください。

(6) 訪問介護サービス提供実施記録を、市町村の総合事業の記録としても使用できるのか。

総合事業の記録としても使用する場合には、当該市町村に支障がないことを確認してください。

(7) 特別養護老人ホームのケース記録については、モデル様式は1日の流れにそって記録するようになっているが、そうしないといけないのか。また、1日に1枚使用しないといけないのか。

利用者ごとに1日のケアの流れをまとめることで、より利用者の状態の把握が可能になると考えています。

事業所によっては、項目別に一覧表等で記録している場合もあると思いますので、それを否定するものではありません。

また、各事業所でモデル様式を変更するなどして、1枚に複数日の記録を記載することも可能です。

3 その他

(8) モデル様式は、県が印刷して配布するのか。

モデル様式を、県で印刷し配布する予定はありません。なお、様式については、ホームページ上に掲載します。

(9) 事故等が起きて訴訟等になった場合に証拠となるように、詳細なサービスの内容を記録する様式が必要なのではないか。

モデル様式は、基準省令や解釈通知等で必要とされる必須項目を網羅したものであり、訴訟等を想定したものではないため、リスク管理等の観点から、事業所がモデル様式に独自の項目を追加することは可能です。

(10) 厚生労働省から様式例が示されていない加算の様式や、どのサービスにも共通する苦情対応記録、事故発生時の記録等の様式は定めないのであるか。

今回のモデル様式は、事業所に対して実施したアンケート調査によって、介護職員等が負担に感じている、あるいは様式が存在しないなどの理由で、県に様式を作成してほしいという要望が多かったものについて、定めたものです。

(11) 介護記録ソフト等を活用し、アセスメントからモニタリングまでのデータを連動させることが重要ではないか。

介護記録ソフト等を導入することは、事務負担の軽減や業務効率化につながると考えますが、ソフト等の導入費など一定の経費が必要となるため、経営規模が小さい事業所であっても、すぐに取り組むことができるように、モデル様式を定めたものです。